

2 可分債権は遺産分割の対象にならない

最高裁平成28年12月19日大法廷決定は、預貯金はその性格上及び実際の必要上可分債権とはならないと判示しましたが、可分債権は、これまでの判例により、遺産分割の対象にならない遺産であることに変わりはありません。同判例の岡部喜代子裁判官は、補足意見で「当然に分割されると考えられる可分債権はなお各種存在」することを認めているところです。

例えば、交通事故で人が亡くなった時に発生し、直ちに相続人に相続される逸失利益などの損害賠償請求権は、各相続人が本来の相続分（指定相続分又は法定相続分）で取得していますので、これは遺産分割の対象になりません。

それが遺産分割の対象財産とされますと、被害者の相続人は、遺産分割をした後でないと加害者に対し損害賠償請求ができないことになってしまいます。

遺産分割でもめると、損害賠償請求権は行使できないまま、損害賠償請求権が時効で消滅するという悲劇すら起こしかねません。

また、このような損害賠償請求権は、現金や預金のように評価額が明確な遺産とはいえず、相続人間の具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に使うことができる遺産でもありません。ですから、このような可分債権を遺産分割の対象財産として扱う需要もないのです。

損害賠償請求権は、可分債権ですから、遺言書がない場合は法定相続分で各相続人に分割されて帰属しているのです。

他にも貸金債権等可分債権は多数あります。これらは遺産分割の対象にはならないのです。

今次の判例は、これまで可分債権とされていた預貯金は、現実によくの場合、全相続人の同意により遺産分割の対象財産とされ、相続人間の具体的な遺産分割の方法を決める際の調整のために使われてきたこと、法理論的にも可分債権とはいえない性格を有していることから、可分債権ではないので、遺産分割の対象財産であると判示したもので、法廷意見のいうように、「共同相続の場合において、一般の可分債権が相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるという理解」（前記判例となった決定書の文より引用）は変わっていないのです。